

1 基本計画関係

(1) 農村環境計画について教えてください。

目的

農業農村整備事業については、従来から環境に配慮して事業を実施してきたところですが、環境に対する国民の関心が高まる中で各界からの環境保全の要請に対応し、農業農村整備事業においても独自の総合的かつ効率的な環境保全対策を講じることが必要となっています。

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっています。

このため、福島県が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」）に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資することを目的としています。

農村環境計画の実施地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象として、環境に配慮して農業農村整備事業を実施するに当たり、農村環境計画が必要となっている地域とします。

1 基本計画関係

農村環境計画の策定手順

現況調査を行ったうえで農村環境計画を策定します。

(1) 現況調査

策定対象地域における自然環境及び社会環境について現況を調査します。

(2) 農村環境計画の策定

(1)の結果に基づき、対象地域における農村環境計画を策定します。

農村環境計画の内容

福島県農業農村整備環境対策指針の内容に従い、次にあげる事項を定めるもの
とします。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

作成主体

市町村

補助率

国 50%、県 0%、市町村 50%

1 基本計画関係

留意事項

農業農村整備事業を実施するにあたっては、「農村環境計画」または「田園環境整備マスタープラン」を策定する必要があります。策定する計画では、策定エリア内に対して上記内容を踏まえると共に、「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定めるものとします。

「環境創造区域」：自然と共生する環境を創造する区域。

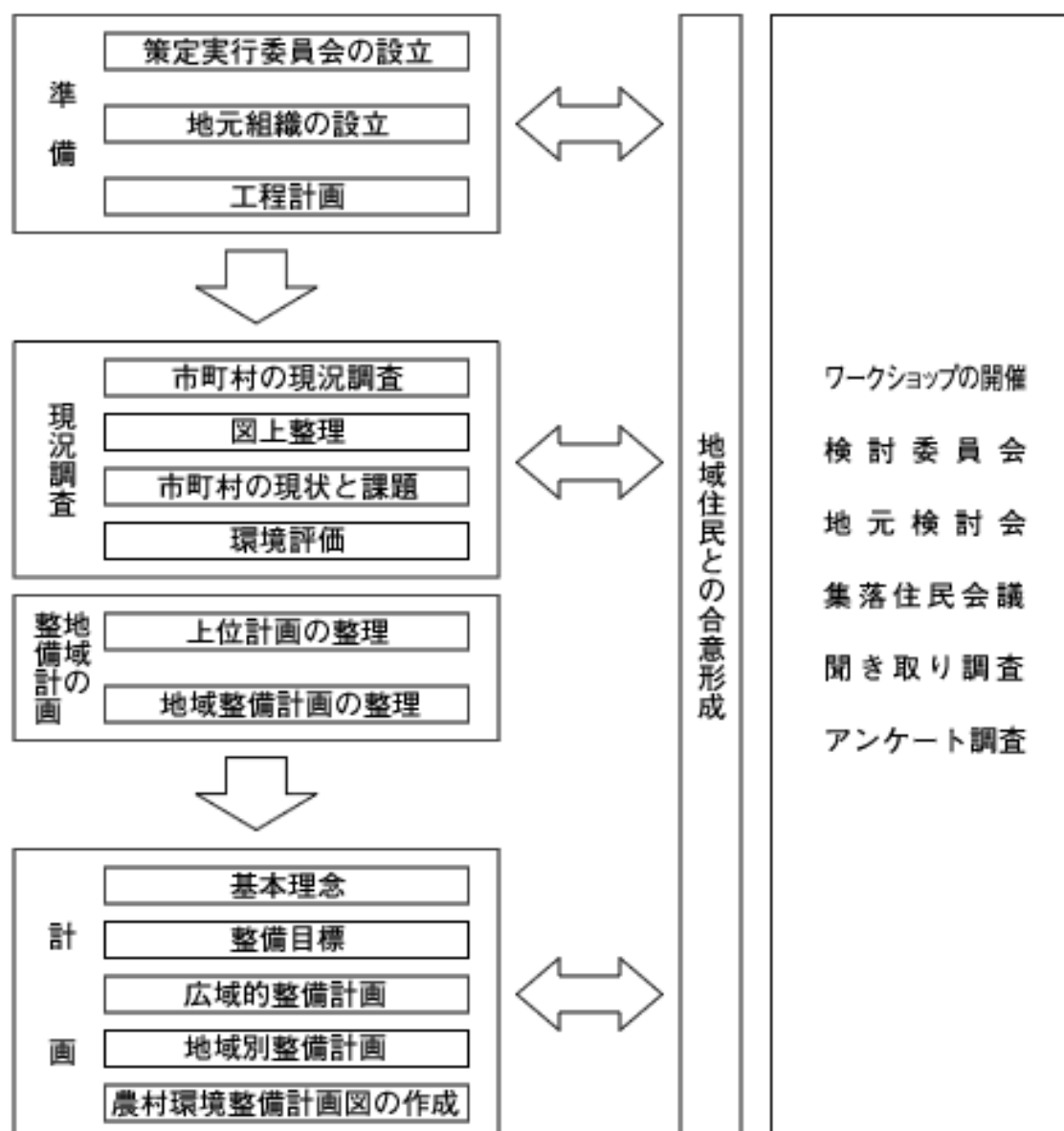
「環境配慮区域」：工事を実施するにあたって、排出ガス抑制や油類の流出防止等環境に配慮する区域。

1 基本計画関係

(参考)

1 農村環境計画策定の作業手順

農村環境計画の作業工程を地域住民との関わりの基に示すと以下のとおりである。



1 基本計画関係

2 農村環境計画の「目次」例

農村環境計画の構成として、計画書の“目次”を参考として示す。

目 次	
第1章 総論	
1.1 計画策定の背景と目的	
1.2 農村環境計画策定手順	
第2章 地域内の環境評価に関する事項	
2.1 現況調査	
2.1.1 地域概要	
2.1.2 自然環境調査	
2.1.3 社会環境調査	
2.1.4 生産環境調査	
2.2 環境評価	
2.2.1 現状と課題	
2.2.2 地域資源マップ	
2.2.3 環境評価	
第3章 環境保全の基本方針に関する事項	
3.1 環境保全の基本的考え方	
第4章 地域の整備計画	
4.1 関連上位計画	
4.2 各種整備計画	
第5章 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項	
5.1 環境保全対策のあり方	
5.2 環境保全目標の設定	
第6章 農業農村整備事業における整備計画	
6.1 広域的整備計画	
6.2 地域別整備計画	
6.3 農村環境整備計画図	
第7章 その他	
7.1 住民参加による農村環境保全活動	
7.2 計画のフォローアップ	
参 考	
1 集落住民会議議事録（要旨）	
2 農村環境計画委員会議事録（要旨）	

注）上表の目次は参考であり、市町村の事情に応じて適宜改変すること。

(2) 田園環境整備マスタープランについて教えてください。

計画の目的

農地、水路、集落等を有する農村地域において、食料の安定供給と合わせて自然と共生する環境を創造するためには、農村地域自らが個々の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を明確にすることが不可欠である。このために、地域住民等の参画により田園環境整備マスタープランを作成し、農業農村整備事業実施の基本原則である「環境との調和への配慮」を実践していくこととします。

田園環境整備マスタープランの内容

(1) 田園環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握します。

(2) 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成します。

(3) 環境創造区域と環境配慮区域の設定

「環境創造区域※1」と「環境配慮区域※2」を定め、区域毎に整備構想を作成します。

※1 「環境創造区域」：自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域。

※2 「環境配慮区域」：工事を実施するにあたり、環境に配慮した工事の実施を行う区域。

1 基本計画関係

作成範囲

市町村の農地等区域。（（１）農用地、集落及び土地改良施設、（２）これと生態系の連続性や農道・水路等土地改良施設の一体性、連続性から考えて田園環境整備マスタープランに取りこむべき里山等）

作成年度

福島県農業農村整備環境対策指針の内容に従い、事業を実施する前年度までに田園環境整備マスタープランを定めるものとします。

農村環境計画を策定済の市町村であっても、同計画において「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置付けていない場合で、かつ新規採択要望地区を有する市町村は、原則として要望地区の調査・計画を行う前年度までに作成が必要です。

農村環境計画を策定済みの市町村で、かつ農村環境計画の「整備構想」において「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置付けている場合は作成する必要はありません。

ただし、農業農村整備事業の実施にあたり更新が必要となる場合は、適時に計画の変更が必要です。

作成主体

市町村

補助率

補助なし

留意事項

- （１） （１－２の留意事項と同じ） （２） 田園環境整備マスタープランは、市町村の判断で適宜改定することができます。

1 基本計画関係

(参考：田園環境整備マスタープランの例示)

1 田園環境整備マスタープランの内容

項目	検討内容	成果項目
○市町村の農地等区域で 計画		
1 地域内の環境評価に 関する事項		
(1) 現況調査 a)地域概要 (位置、地勢、地域 特性・道路) b)自然環境調査 (気象、地形・地 質、水環境、植 物、動物、景観) c)社会環境調査 (地域指定、地域指 標、観光レク リエーション、 土地利用、関連 計画、歴史・文 化)	○学識経験者の調査結果等を 活用して現況調査を実施す る	○現況調査結果
(2) 現状と課題の整理 (環境評価)	○市町村の現状と課題につい て、自然環境、社会環境、 生産環境別に整理する	○現状と課題

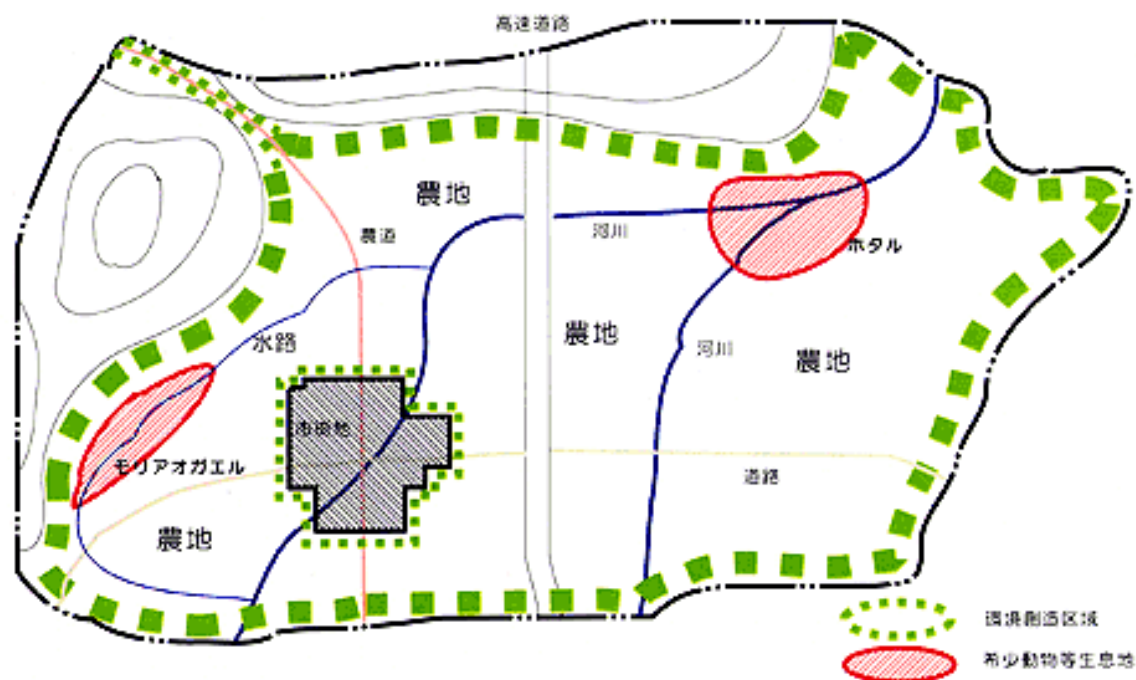
1 基本計画関係

2 環境保全の基本的考え方	○都道府県の環境対策指針、市町村総合計画、住民の意向等を踏まえ、市町村の現状と課題から、各地域の整備にあたっての指針を作成する	○課題と整備指針
3 地域の整備計画 関連上位計画の整理	○上位計画（都道府県総合計画、環境基本計画、市町村総合計画、環境基本計画）の内容を整理し、整合性を図る	
4 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項		
(1) 環境保全対策のあり方	○農業団体、自治会、地域団体、学識経験者等の意見を踏まえ、市町村が取り組むべき環境への対応方策を定める	○環境への対応方策
(2) 環境保全目標・基本方針・維持管理体制の検討	○環境保全目標（全体キャッチフレーズ）を作成し、地域特性に応じた整備方針・維持管理方針を作成	○環境保全目標と整備方針・維持管理方針

1 基本計画関係

5. 農業農村整備事業における整備計画全体整備構想	○環境保全目標、基本方針から、全体整備構想を検討、農地等区域において環境創造区域及び環境配慮区域のゾーニング図を作成、各ゾーン毎の整備イメージを整理する	○ゾーニングと整備イメージ
----------------------------------	---	----------------------

2. 田園環境整備マスタープラン整備構想図



※田園環境整備マスタープランは農業振興地域を対象としています。

その他希少動物：ホトケドジョウ

(3) 田園環境整備支援事業の仕組について教えてください。

目的

国民の環境への関心が高まる中、平成 14 年 4 月に施行された土地改良法の一部改正では、「環境との調和」が事業実施の原則とされ、農業農村整備事業の実施にあたっては、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成することが必要となっています。

このため、地域の自然環境等に精通する農村環境アドバイザーの指導・助言を得ながら事業計画を策定するとともに、その内容について「農村整備環境技術検討会」と意見交換を行って、調査方法や環境配慮対策の検討過程の客観性・透明性を確保し、もって、環境と調和した農業農村整備事業の推進を図ることを目的としています。

事業内容

(1) 農村整備環境技術検討会の設置

- a) 各地区に存在する自然環境等に対して、調査方針及び環境への配慮措置についての意見交換等を行う「農村整備環境技術検討会」を県に設置します。
- b) 検討会の開催時期及び内容は次のとおりです。
 - 開催時期 第 1 回（9～10 月頃）、第 2 回（1～2 月頃）
現地調査（7～8 月頃）

1 基本計画関係

○検討する内容

- ・地区の調査方針を決定する段階…調査項目、方法の選定及び調査の簡略化重点化の考え方
- ・調査報告書(案)の検討段階…環境配慮措置の具体的内容
- ・農村環境アドバイザーの指導・助言を元に策定された事業計画や環境配慮または創造の措置の内容が環境に配慮しているものか検討
- ・現地調査…各方部の代表的な地区または、稀少動植物が存在する地区を対象に必要な応じて実施

c) メンバーは、生態系及び農村景観等を専門とする有識者 6 名で構成

(2) 農村環境アドバイザー派遣費用の負担

- a) 農村環境アドバイザーに係る旅費・報償費等は県が負担します。
- b) 派遣回数は、該当する市町村毎に、原則として 2 名の農村環境アドバイザーで現地調査及び環境配慮措置検討時の合計 2 回程度です。
(概ね、各市町村あたり延べ 4 人程度)
- c) 農村環境アドバイザーは、各市町村より推薦を受けた県の承諾を経て選任します。

(3) 該当事業

災害復旧事業等を除く、全ての農業農村整備事業を対象としています。

(4) 実施時期

原則として、調査計画(変更計画)を行う年度に行います。

事業主体及び補助率

(1) 実施主体 県

(2) 補助率 -

(4) 農村振興基本計画について教えてください。

新たな農村振興に関する提案

21 世紀に入り、時代は「成長」から「成熟」へと移りつつあります。

成熟社会を迎え、私たちの関心はライフスタイルをいかに充実させるかに集まっています。

ライフスタイルに対する考え方は一人ひとり異なりますが、自然とふれあいを通じて「くらしと生命」を再認識することは世代を越えて重要なことではないでしょうか。

農村は、様々な人々のゆとりとやすらぎに満ちた暮らしを支える場です。

都市部に比べて立ち遅れている農村の生活環境は、農業生産基盤との一体的な整備によって着実に向上してきました。しかしながら、過疎化・高齢化の進行、環境の保全などの新たな課題に応える農村づくりは、地域の創意工夫や様々な主体の参加、各種施策の連携から始まるのではないのでしょうか。

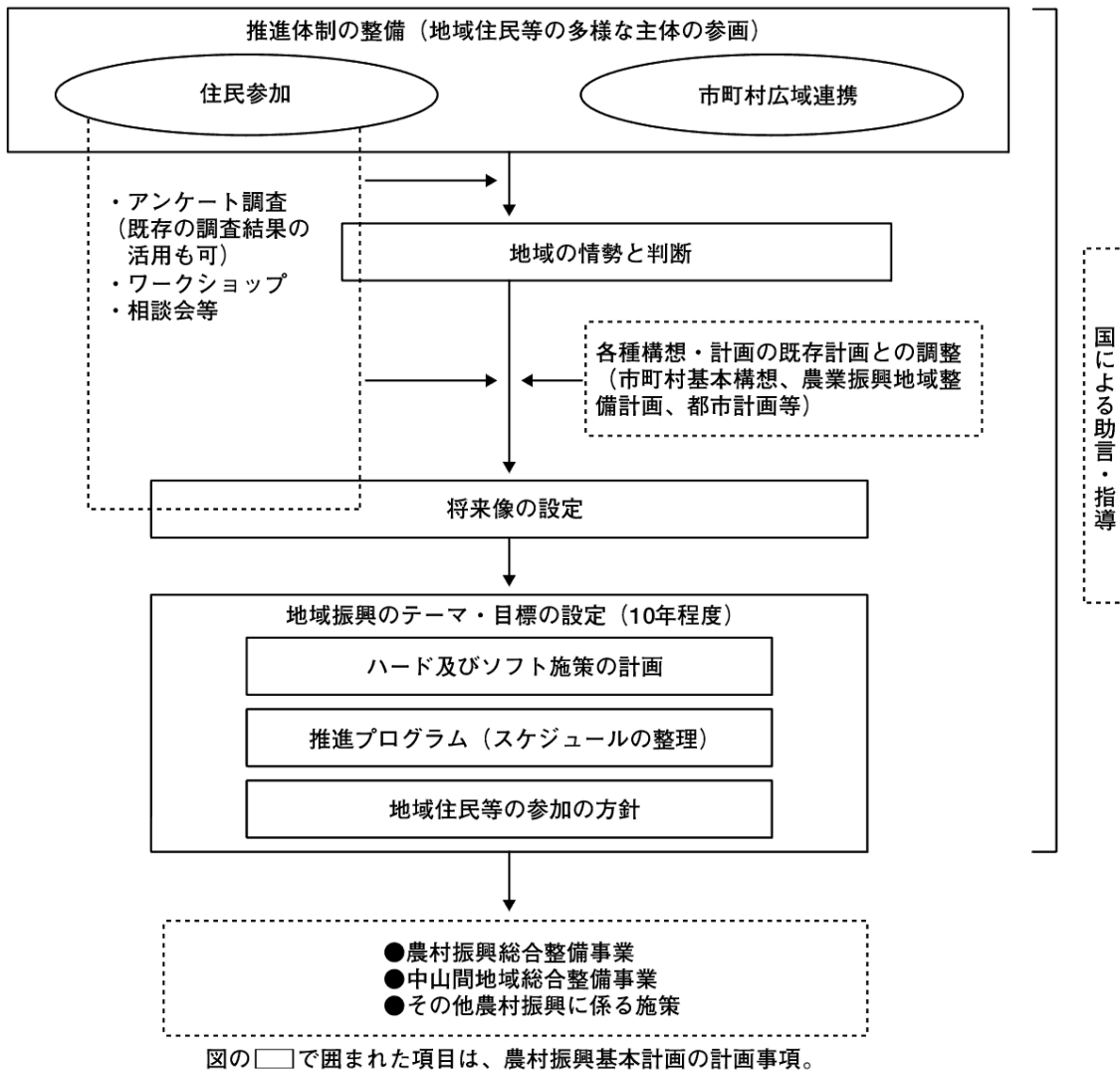
より創造的な発案や合意形成に向けて

これからの農村づくりに向けて、まずは基本計画が必要です。

異なる職業・世代の人々で構成された農村には、さまざまなニーズが寄せられています。多様なニーズに応える農村づくりは、現在の姿を診断すること、地域の将来像を描くこと、実現に必要な施策の基本方針などの基本計画を決めることから始まります。

『農村振興基本計画』は、地域の将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す農村振興の基本計画として、地域づくりのテーマを設けて、幅広い住民の参加を得て、さまざまな施策を組み合わせながら創り上げるものです。

1 基本計画関係



作成主体

市町村

補助率

現在、本計画を策定する補助事業はありません。